

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

招 集

令和8年2月19日（木）午前10時 議会委員会室

出席委員（7名）

（委員長）戸田隆次 （副委員長）金城雅子
奥岩浩基 国頭靖 塚田佳充 中田利幸
錦織陽子

欠席委員（1名）

岩崎康朗

議長及び副議長

岡田議長 田村副議長

説明のため出席した者

【総務部】藤岡部長

[秘書広報課] 幸本課長

[財政課] 金川課長 中村課長補佐兼総括主計員 高木係長

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 坂本庶務担当局長補佐 松田調整官

傍聴者

安達議員 伊藤議員 稲田議員 大下議員 門協議員 津田議員 徳田議員
西野議員 又野議員 松田議員 森谷議員 矢田貝議員 吉岡議員
報道関係者0人 一般1人

協議事件

- 1 3月定例会の提出議案について
- 2 3月定例会の日程について
- 3 次回議会運営委員会の開催について
- 4 米子市議会情報セキュリティポリシーの策定について
- 5 米子市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について

~~~~~

### 午前9時59分 開会

○戸田委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

岩崎委員から欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

早速ではございますが、協議事件1、3月定例会の提出議案について、当局の説明を求めます。

藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 市議会3月定例会の提出議案につきましては、条例が11件、単行議案が6件、専決処分が1件、補正予算が8件、当初予算が11件、報告が1件の計38件を上程する予定としております。

このうち、議案第14号から議案第16号までの3件の議案につきましては、事務処理の関係上、先議をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、議案の概要につきましては、午後に開催されます全員協議会において御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

**○戸田委員長** 当局の説明は終わりました。委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** 次に、協議事件2、3月定例会の日程について、事務局の説明を求めます。  
毛利事務局長。

**○毛利事務局長** 3月定例会の日程についてでございますが、資料8を併せて御覧ください。

質問の通告期限についてでございます。代表質問は明日20日金曜日正午までをお願いいたします。関連質問は24日火曜日正午まで。各個質問は24日火曜日午前9時受付開始で、25日水曜日正午が期限となっております。

また、意見書案の提出期限と先議の議案、報告に対する質疑の通告期限はいずれも24日火曜日正午となっております。

先議案件の予算総括質問の通告につきましては24日火曜日正午まで。また、先議案件の討論の通告期限は25日水曜日正午まででございますので、御確認をお願いいたします。  
説明は以上でございます。

**○戸田委員長** 事務局の説明は終わりました。委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** 次に、協議事件3、次回議会運営委員会の開催についてでございますが、記載のとおり、定例会開会日の2月26日木曜日午前9時20分から開催したいと思っておりますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** ここで執行部は御退席ください。

〔執行部退席〕

**○戸田委員長** 次に、協議事件4、米子市議会情報セキュリティポリシーの策定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

坂本庶務担当局長補佐。

**○坂本庶務担当局長補佐** それでは、米子市議会情報セキュリティポリシーの策定について御説明いたします。

令和6年6月に地方自治法の一部改正があり、地方公共団体の長だけでなく、議会を含む全ての機関におきまして、サイバーセキュリティの確保に関する基本方針、いわゆる情報セキュリティポリシーの策定・公表が義務づけられましたので、本市議会においても策定を行うものになります。

これは、サイバー攻撃による業務停止や情報漏えいを防ぐための体制を全国一律で整備するためのもので、議会におきましてもタブレット端末の導入など、議会事務のデジタル化が進んでおりますので、令和8年4月1日までに必ず策定・公表しなければならないものであります。

米子市議会情報セキュリティポリシー案は、資料の3ページ目以降に付けておりますが、米子市の職員の情報セキュリティポリシーは既にありまして、総務省のガイドラインに基づいて策定されております。総務省のガイドラインで基本方針として入れるべき項目は決まっておりますので、市の情報セキュリティポリシーを参考としまして、情報政策課が作成しましたひな形に沿って、議会の情報セキュリティポリシーを作成したのになります。

これはあくまで基本方針ですので、具体的な対策等につきましては、本市議会におきましては主にタブレットの使用に関わってきますが、これは既に導入時に使用基準を定めておりまして、それに基づいて使用してもらっておりますので、今回基本方針を定めましても、特にこれまでと変わるといことはございません。

内容についてですが、目的のところ、議会が保有する情報資産と書いてありますが、主にタブレットの使用に関わりますが、特に市が保有する個人情報にアクセスできるという環境ではありませんが、例えば議員個人が収集した個人情報をタブレットに保存していたりすれば、それは守るべき情報の対象となりますし、まだ決定していない行政運営上の情報も対象となりますので、その情報が漏えいなどしないように対策を講じるための基本的な方針というのになります。

主な内容につきましては記載のとおりとなりますが、特に御承知いただきたいところは、2の後段のところ、情報資産の範囲は、タブレット等で取り扱うデータに加え、それを印刷した文書も含むということです。印刷した個人情報などが記載された文書なども紛失等により情報漏えいにつながるおそれがありますので、御注意いただく必要があります。

資料の2ページ目を見ていただきまして、策定・公表までのスケジュールについてですが、まずは情報セキュリティポリシーの策定に当たりましては、条例の制定とは違いまして、地方自治法で定める議決事項には該当しません。全国市議会議長会からも必ずしも議決の案件ではない旨の通知が来ておりますので、本日説明させていただき、当委員会で御了承いただければ、3月中に議長の決裁により策定としまして、ホームページにて公表したいと考えております。

説明は以上です。

**○戸田委員長** 事務局の説明は終わりました。委員の皆様から質疑、御意見等がございませんでしょうか。

今城委員。

**○今城委員** 先ほど説明いただいたところで、本日御了承いただければという話になっていたんですけれども、これは持ち帰りをしないということで、この場で決めていいということでもよろしいでしょうか。

**○戸田委員長** という御意見でもよろしいですか。持ち帰らないで、本日決定をするということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** こちらの内容で特段御異議がないようでしたら、このとおりさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** それでは、御異議ございませんので、そのようにさせていただきたいと思っております。

次に、協議事件5、米子市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

坂本庶務担当局長補佐。

**○坂本庶務担当局長補佐** それでは、米子市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について御説明いたします。

制定理由につきましては、令和4年12月に地方自治法の一部改正があり、議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされたため所要の整備を行うものです。具体的に申しますと、これまで議員と市との請負が認められていませんでしたが、この改正により、年に300万円までは議員個人と市との請負が認められることになりました。そのため、議員と市との請負の状況の透明性を確保するための取組を行うことが適当とされまして、条例を制定して請負の状況を報告し、公表するというにすることになりますのでございます。

制定時期につきましては、令和4年12月の法改正ではありましたが、全国市議会議長会から各市議会の実情に応じて判断することとなっており、当時は該当もないようでしたので、全国の制定状況を見ておりました。令和6年7月の調査では、全国の市議会の35%が整備され、県内におきましては、鳥取市、倉吉市、境港市の3市とも令和5年、6年に整備が済んでおりますので、本市議会におきましても改選もありますので、このたびの条例の制定とさせていただきたいと思っております。

内容としましては、議員の請負状況の報告、公表、閲覧及び保存について具体的な手続を定めるものになりますが、特に承知していただきたいところは、2のところになります。前年度中に市と請負をした議員は、毎年6月中に請負の状況を報告するということとなります。該当がなければ報告は必要ありません。3の公表につきましてはホームページで公表する予定としております。

それから5のところですが、この条例は令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日に始まる会計年度における請負から適用することとしておりますので、まず初めの報告時期としましては、該当があれば令和9年の6月中に報告するということとなります。

それから、併せて本条例の施行について必要な様式等を定めるために、条例施行規程を整備することとしております。条例案と規程案につきましては資料の2ページ目以降に付けております。これは、全国市議会議長会が作成しました条例の例と同じものになります。

説明は以上でございますが、当委員会で御了承いただきましたら、3月定例会の最終日提案としたいと考えております。よろしく申し上げます。以上です。

**○戸田委員長** 事務局の説明は終わりました。委員の皆様から質疑、御意見等がございませんでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○戸田委員長** よろしいでしょうか。それでは、御意見がないようですので、こちらの内容で定例会最終日に上程させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** 御異議ございませんので、そのようにさせていただきます。

以上でこちらで用意した案件は終了となります。

委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 事務局から何かございますか。

松田調整官。

○松田調整官 聴覚障がい者に係る情報保障の取組につきまして連絡をさせていただきたいと思います。

定例会本会議の模様につきまして、テレビ中継にて手話通訳を、インターネット配信において手話通訳及び文字表示の導入を進めております。中海テレビ放送や手話通訳者の派遣元でございます公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会との3者協議を重ねてきております。

中海テレビ放送の資機材等のいわゆるハード部分につきましては、本日午後から来週にかけて広島ほかの業者とともに工事に入られ、26日の開会日には手話通訳と文字表示を加えた中継・配信がいよいよ試行的に始まるところでございます。現在のところ、聞取りの期間に入っておりますが、資機材の搬入など工事業者の出入りがございますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○戸田委員長 皆さん、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 正副議長から何かございますか。

〔「ございません」と岡田議長〕

○戸田委員長 それでは、以上をもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

**午前10時12分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 戸田隆次